

会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
会議名 (審議会等名)	平成30年度第5回嬉野市政治倫理審査会		
開催日時	平成31年2月20日(水) 15:30~15:55		
開催場所	嬉野市役所 塩田庁舎 3階 3-2会議室		
傍聴の可否	㊦ ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	11人
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由			
出席者	委 員	山下義昭委員、吉田一穂委員、江口勝則委員、 光武英文委員、湊野美喜子委員	
	事務局	総務企画部長、総務課長、総務課副課長	
	その他		
会議の議題	別添「平成30年度第5回嬉野市政治倫理審査会資料」次第のとおり		
配布資料	別添「平成30年度第5回嬉野市政治倫理審査会資料」のとおり		
審議等の内容	別紙のとおり		

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	1. 開会		
内 容	事務局より開会を行った。		
審議経過	議長	<p>1. 開会 事務局より、開会を行った。</p> <p>議事を始める前に前回同様に傍聴者にお願ひがある。本日の会議は公開で行っている。傍聴人におかれては受付で配布した注意事項を必ずお守りいただくようお願いする。お守りいただけない場合には退席を命ずることになるのでよろしくお願ひする。</p> <p>また、録画・録音についても、前回同様に一般傍聴者には許可しないこととする。また、傍聴席からの不規則な発言は控えていただくようお願いする。</p>	
その他	傍聴人の定員については、嬉野市政治倫理条例施行規則第5条に嬉野市議会傍聴規則の例によることと規定しており、嬉野市議会傍聴規則第2条の規定により20人としている。開会時には20人未満であったが、開会後に傍聴希望者が20人を超えた場合でも傍聴を許可することとなった。		

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	2. 議事（1）第4回審査会の内容確認		
内 容	<p>嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。</p> <p>※別添「平成30年度第5回嬉野市政治倫理審査会資料」資料1</p>		
審議経過	議長	<p>それでは議事を進行する。本日は委員全員の出席があり会議は成立している。</p> <p>続いて、（1）「第4回審査会の内容確認」を行う。事務局からの説明を求める。</p>	
	事務局	<p>前回の審査会の確認として、資料1の会議録を作成しているのでご覧いただきたい。</p> <p>前回は、まず、第3回審査会の議事録を委員に確認していただき、一部文言の修正があったためその部分を修正して公表することを決定していただいた。</p> <p>次に、第3回審査会で事務局に依頼された事項について、事務局から報告をさせていただいた。市長が出席予定でしたので、会議の到着予定時間についてもお知らせしている。審議に入る前に市長が到着されたので、まず、市長に対しての質問が行われた。すべての委員の方が質問を行い、その後市長は退室されている。</p> <p>その後、疑義内容にかかる審議が行われている。</p> <p>内容については、調査請求に基づく案件が政治倫理基準に違反するかどうかについては、利害関係者からの接待にあたるのか、利害関係者でなくとも供応接待にあたるのかの視点から審議が行われた。審査会でこれ以上の調査の必要があるかどうかを確認され、今までに提出された資料及び市長への質問・回答で判断材料が出そろったとされた。</p> <p>利害関係者にあたるのか、そうでなくとも度を越えた供応接待にあたるのかについて、全委員があてはまらないとの意見を述べられ、全会一致で嬉野市政治倫理条例第4条第1項第1号及び第2号の政治倫理基準には違反しないと決定された。</p> <p>次に、説明会開催請求についての審議が行われた。これについて</p>	

	<p>は、政治倫理条例第4条に規定する政治倫理基準に違反する場合には、開催すべきであり、今回は違反していないので開催の必要はないとこれも全会一致で決定された。</p> <p>調査請求、説明会開催請求ともに結論が出たので、取りまとめて調査報告書等を作成することになるが、原案については会長に一任し、次回（今回）協議することとなった。</p> <p>以上が、前回の審査会の内容になる。議事録については、ほぼ発言内容に沿った形で作成しているのでご確認いただきたいと思う。委員から議事録の修正があれば、訂正し、なければこのままで前回取り扱った会議資料と合わせて、議事録を公開することとなる。</p> <p>議長 ただいま、事務局から説明があったが、委員の皆様、ご意見はないか。</p> <p>委員 訂正をお願いしたいと思う。明らかに誤りと思うが、資料1の17ページ、私の発言と思われるが、下から5行目に「合意的」とあるが、「合理的」である。同じく下から15行目になるが、ここも「合意的」という言葉になっているが、「合理的」の誤りである。この2点修正をお願いします。</p> <p>議長 他に修正はないか。よろしいか。 委員からご指摘のあった修正箇所2箇所の修正をお願いします。それでは、その点を除いた他にはご意見はないので、この議事録を公表することとする。</p>
その他	

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	2. 議事(2) 調査報告等について		
内 容	<p>嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。</p> <p>※別添「平成30年度第5回嬉野市政治倫理審査会資料」資料2</p>		
審議経過	議長	<p>次に、議事(2)「調査結果報告書等について」を議題とする。前回のまとめとして、各案件の報告書等の原案の作成については会長の私に一任されたので資料2として配布している。</p> <p>調査請求に基づくものとしては、市長あてに提出し、公表する「調査意見書」、請求代表者あてに提出する「調査結果回答書」であり、説明会開催請求に基づくものとしては、市長あてに提出し、公表する「説明会開催請求審査結果報告書」となっている。</p> <p>資料2の「調査意見書」、今回のとりまとめを具体的にしたものであるが、私の方で重要なところをかいつまんで読み上げる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 調査対象者の氏名は、嬉野市長村上市長となる。 2. 調査請求の内容、調査請求書の提出は、平成30年11月28日。調査請求の対象となる事由の該当条項は、嬉野市政治倫理条例第4条第1項第1号及び第2号となる。調査請求の趣旨は、市長(以下「請求対象者」という)は、平成30年7月9日の夜、市職員2名とともに東京都内の会員制リゾートホテル「東京ベイコート倶楽部」で民間事業者と酒食をともにしている(以下「本件会食」という)。酒食をともにした民間業者は、市が計画している茶農家の「茶師」を題材にしたアニメ企画を進める関係者である。また、「東京ベイコート倶楽部」を利用するには、会員の紹介が必要であり、会員は年会費等を負担しているので、これが金品の授受に当たる。さらに、このホテルでの飲食は、利害関係者以外であっても通常一般の社交の程度を超えた供応接待にあたるため、政治倫理基準に違反するというものである。 3. 審査の経過、審査会への調査の付託日は、平成31年1月9日。審査会の会議の経過については、第1回から第5回までで、詳細については、こちらの意見書のとおりとなっている。審査会での審議の内容は、まず、調査請求は適法として詳細な調査を行うこと 	

を決定した。嬉野市政治倫理条例第4条第1項第1号及び第2号の規定はいずれも抽象的であることから、各号の該当性を判断するにあたっては、国家公務員倫理規程の定めを参考にし、禁止行為の存否、すなわち、本件会食が利害関係者による供応接待といえるか、また、利害関係者による供応接待には当たらないとしても、社会通念上相当と認められる程度を超える供応接待といえるのではないかが審議となった。審査会では、請求者及び請求対象者の双方から提出された全資料を審議における判断資料として取り扱った。また、審査会からも関係者等へ資料の提出を求めた。請求者側から、調査請求代表者を市議会議員から市民(有権者)へ変更する補正の申し入れがあったので、審査会ではこれを了承した。事実関係を明らかにするため、審査会に請求対象者の出席を求め、直接質問を行った。審査会へ提出された資料及び請求対象者の陳述結果に基づき、「茶師プロジェクト」に係る関係者間のやりとりや、本件会食に至る経緯等について詳細な調査を行い、請求対象者における禁止行為の存否を慎重に審議した。

4. 調査結果、審査会の意見を申し上げる。まず、利害関係についてである。本件会食の主催者や参加者(調査対象者を除く)は、嬉野市の茶師を主人公とするアニメ制作企画「茶師プロジェクト」について、平成30年4月頃からLINE上で意見交換を行うなどしていたが、これらの者が「茶師プロジェクト」に関する契約を市と締結した事実はなく、契約の申込みをしているという事実もない。他方で、本件会食の主催者らは、本件会食に先立ち、LINE上で「茶師プロジェクト」に関連する議事録や、市に対するプレゼン資料なるものを共有しており、これを一部の市職員はこれらを認識し得る状況にあったと認められる。しかしながら、LINE上のやりとりや作成された議事録等をみても、「茶師プロジェクト」が市に対して正式に提案できる程度に内容が具体化されていたとは認められない。したがって、「茶師プロジェクト」の関係者である本件会食の主催者は、市と契約をしようとしていることが明らかな事業者とはいえ、利害関係者には当たらないと判断した。続いて、供応接待についてである。利害関係者からの供応接待には当たらない場合であっても、さらに社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待であるかどうかは別途問題となる。この点につき、本件会食は、請求対象者の出席を前提として企画されたものではなく、かえって立食形式で行われている。本件会食が開催される経緯やその形式からすると、請求対象者を格別にもてなすという主催者側の意図は認められず、請求対象者が接待供応を受けたとはいえない。また、請求対象者は、本件会食の主催者が開催する会食に今回初めて参加し

	<p>たのであり、接待を繰り返し受けたという事実も認められない。さらに、本件会食の主催者はオードブルを用意し、その費用等を負担しているが、その他の飲み物やつまみは参加者の持ち寄りで行われ、請求対象者も自ら購入した嬉野茶を持参し提供している。そして、本件会食の主催者の負担した金額は参加者一人当たり9,527円であり、これに請求対象者が一応負担したと考えられる金額を合わせて考えると、本件会食が社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待に当たるとはいえないと判断した。</p> <p>結論であるが、4回にわたって請求内容に基づき慎重に審査したが、請求対象者の今回の行動は、嬉野市政治倫理条例第4条第1項第1号及び第2号に規定される政治倫理基準には違反しないことを全会一致で決定した。</p> <p>最後に附帯意見を申し上げる。今回は、嬉野市政治倫理条例が制定されてから初めての調査請求案件であった。条例及び施行規則の規定について、解釈や運用がわかりにくいものがあり、請求者の手続きや審査会で判断が難しい場面が見受けられた。政治倫理条例は、市長や市議会議員等の政治倫理を確立するために制定されたものであり、有権者の付託に応えられるよう市民目線でも手続きがわかりやすいように例規を整備していただきたいと考える。また、政治倫理審査会は、市長や市議会議員等の政治倫理を客観的に判断する機関として存在するものであるため、会の運営についても、ルールを明確にし、すべての関係者が条例の趣旨・重要性を認識して関わることができるよう整備していただきたいとも考えている。また、今回の案件は、市長の政治倫理の問題のみならず、本市の政治や行政に関わる全ての人々が政治倫理や公務員倫理を順守するよう警鐘を鳴らしたものであった。本市における政治倫理確立のために市長などの特別職や市議会議員のみならず、市職員についても高い倫理意識を持ち行動していただくようお願いするものである。</p> <p>調査意見書の内容については、以上である。</p> <p>その他、内容面では重複するが、調査結果回答書、説明会開催請求審査結果報告書がある。</p> <p>以上の報告書について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思う。</p>
委員	意見書どおりである。
委員	私も同意見である。
委員	そのとおりである。

	委員	私も同じ意見である。
	議長	私が起案した際に時間が短いこともあり、読み上げていて、多少の誤記があるように見受けられたが、そのあたりの修正は、私に一任させてもらってよろしいか。
	全委員	はい。
	議長	他に特にご意見が無ければ、これを提出させていただくが、よろしいか。
	全委員	はい。
	議長	では、誤記修正を除いて報告書等を決定していただいたので、市長への提出については、会長にご一任していただければと思う。 請求代表者への回答及び公表については、私から事務局に依頼する。この点についてはご異論ないか。
		※委員から特に意見は無し
	議長	本日の議事は他にないので、本日の審議は終わりたいと思う。最後に事務局から本日のまとめを発表してください。
	事務局	本日は調査意見書等についてご審議いただいた。審議の結果、調査意見書、調査結果回答書、説明会開催請求審査結果報告書については、一部誤記を訂正のうえ提出していただくと決定していただいたと思う。これらの市長への提出については、会長へ一任にすることと、事務局をとおして公表を行うということで決定された。
その他		

審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	2. 議事 (3) その他		
内 容	嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり意見があった。		
審議経過	議長	その他に委員や事務局から何かないか。	
	委員	事務局に確認であるが、前回の市長の説明の中で、セグウェイに行く時にTさんが用意した車で乗車して行ったと答弁されているが、旅行命令をみると、車賃いわゆる電車代が往復請求されているが、その分は少なくとも返納をかけていただくようにしないと、ちょっと後で問題になるかも分からないので、その点は早急に手続きをとっていただきたいと思っている。	
	事務局	確認の上で措置をとりたいと思う。	
	議長	他にご意見はないか。 特にないようであるので、本案件は本日で審議を終了する。また、必要な手続きについては会長及び事務局で行わせていただく。5回にわたる審議については、ご協力ありがとうございました。	
その他			

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	3. 開会		
内 容	事務局より開会を行った。		
審議経過	事務局	<p>本日は、慎重審議を行っていただきありがとうございました。 審査会については5回にわたり全員の出席で審議していただいたことにお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。</p>	
その他			